

# 門司区役所

## 被災者生活支援情報(第2報)

《随時発行》  
平成30年7月12日  
北九州市門司区役所  
TEL 093-331-0039  
FAX 093-331-1805

このたびは、平成30年7月豪雨により被害を受けられましたことに、心からお見舞い申し上げます。被災された方々が一日も早く日常生活に戻れるよう、各種支援制度がございます。各区役所に「総合相談窓口」を設置しましたので、どうぞご相談ください。

## 門司区役所に『総合相談窓口』を設置

- ◎ 開設日 平成30年7月17日(火)から7月18日(水) 2日間
- ◎ 開設時間 午前9時00分～午後7時00分  
※ 法律相談は、10:00～16:00で予約が必要です。(無料)
- ◎ 場 所 門司区役所・2階・第2会議室
- ◎ その他 手続きを行う場合、印鑑、及び身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート等)等が必要になりますのでご持参ください。

被災の程度等により、次の支援制度があります。

- ◇ 市営住宅の一時入居について
  - ◇ 生活福祉資金の貸付制度について
  - ◇ 災害見舞金等の支給について
  - ◇ 災害発生地(浸水地)等への消毒について
  - ◇ 災害により生じた廃材などのごみ処理手数料の減免について
  - ◇ 被害による市税の減免に関する相談について
  - ◇ 各種負担金・利用費等の減免について
  - ◇ 被災による法的トラブル等に関する情報提供について(要予約。下記☎必要)など
- ※ 上記の制度につきましては、被災程度、障害の有無、年齢、年間所得額等に一部制限がある場合がございますので、詳細な内容は門司区役所の総合相談窓口で  
ご相談ください。

### 【連絡先】

門司区役所総務企画課広報広聴係：☎093-331-0039